

平成29・30年度適用県内建設業者に係る建設工事入札 参加資格審査及び等級格付の基準の見直し等について

平成27年2月
建設政策課

1 平成29・30年度適用入札参加資格審査に係る見直しの内容

(1) 人材の確保・育成の状況【新規】

- 人材の確保・育成の状況については、品確法等の改正により建設工事の担い手の中長期的な確保・育成が重要課題と位置付けられたこと、特に本県においては人口減少が進行する中で若年者の県内定着の促進が求められていること等を踏まえ、独立した項目として設けることとし、従来から評価を実施している「男女共同参画」、「インターンシップ」及び「若年者雇用」については、本項目における評価事項として整理する。
- 少子化対策の取組については、中長期的な人材の確保・育成や子育て世代の就労環境の改善などにつながるものであり、建設業においても積極的に取り組むべき事項であることから、「人材の確保・育成の状況」における評価事項に追加する。
- 未就業者の職業体験の取組については、従来から地域貢献活動の1分野として評価していた「インターンシップの受入れ」に該当しない職業体験についても評価の対象範囲として拡大する。
また、インターンシップの受入れについては、建設業への入職促進に特に有効なものと解されることから、加点数を引き上げる。
- 若年者雇用の取組については、継続雇用の確認時点を前倒しすることにより申請者の負担の軽減等を図る。

平成27・28年度適用	平成29・30年度適用
<p>社会的要請への対応の状況 男女共同参画課が実施する男女共同参画職場づくり事業において加点対象者と認定された場合 +10点</p> <p>地域貢献活動の状況 インターンシップの受入れを行った場合 +3点</p>	<p>人材の確保・育成の状況</p> <p>①男女共同参画に取り組んだ場合 男女共同参画課が実施する男女共同参画職場づくり事業において加点対象者と認定された場合 +10点</p> <p>②少子化対策に取り組んだ場合 H28.3.31時点において、少子化対策局が実施する「子どもの国づくり推進協定」を締結している場合 +5点</p> <p>③未就業者の職業体験に取り組んだ場合 ・インターンシップ*を含む職業体験の取組を実施した場合 +5点 ・インターンシップ*を含まない職業体験の取組を実施した場合 +3点 * 連続3日以上実施したものに限る。</p> <p>【対象期間】 申請期限の直近の12月31日までの2年間 定期年：H27.1.1～H28.12.31 中間年：H28.1.1～H29.12.31</p>

<p>若年者雇用の状況</p> <p>若年者を常時雇用の者として採用し、かつ、継続雇用している場合</p> <p>1 名の場合 + 2 0 点</p> <p>2 名以上の場合 + 3 0 点</p> <p>【継続雇用の確認時点】</p> <p>申請期限の直近の12月31日時点で継続雇用</p>	<p>④若年者を常時雇用の者として採用し、かつ、継続雇用している場合</p> <p>1 名の場合 + 2 0 点</p> <p>2 名以上の場合 + 3 0 点</p> <p>【継続雇用の確認時点】</p> <p>申請期限の直近の11月1日時点で継続雇用</p>
--	---

(2) 社会的要請への対応の状況

- 障害者雇用に係る加減点については、法定雇用数を確認するための資料作成に係る申請者の負担の軽減等を図るため、雇用障害者数に応じた加點評価に変更する。
- また、障害者雇用の更なる促進を図るため、短時間勤務者についても評価対象とする。

平成 2 7 ・ 2 8 年度適用	平成 2 9 ・ 3 0 年度適用
<p>社会的要請への対応の状況</p> <p>①常勤の障害者数が法定雇用障害者数を超過している場合</p> <p>1 名につき + 1 % (上限 1 0 点)</p> <p>②常勤の障害者数が法定雇用障害者数に達していない場合</p> <p>1 名につき - 1 %</p> <p>③男女共同参画課が実施する男女共同参画職場づくり事業において加點対象者と認定された場合</p> <p>+ 1 0 点</p>	<p>社会的要請への対応の状況</p> <p>①身体障害者手帳等所持者 (短時間勤務者を含む) を雇用している場合</p> <p>1 名につき + 5 点 (上限 1 0 点)</p> <p>〔②は廃止〕</p> <p>〔③は「人材の確保・育成の状況」①へ移行〕</p>

(3) 社会保険加入の状況 (平成 2 6 年 2 月に決定・周知済み)

- 従前より実施している「健康保険及び厚生年金保険」の加入に加え、「雇用保険」の加入についても入札参加資格審査及び等級格付の基準に加える。

平成 2 7 ・ 2 8 年度適用	平成 2 9 ・ 3 0 年度適用
<p>社会保険加入の状況</p> <p>社会保険 (健康保険及び厚生年金保険) 加入義務のある事業所で、社会保険に未加入である場合は、等級格付しない。</p>	<p>社会保険加入の状況</p> <p>社会保険等 (雇用保険、健康保険及び厚生年金保険) 加入義務のある事業所で、社会保険等に未加入である場合は、等級格付しない。</p>

2 平成31・32年度適用入札参加資格審査に係る見直しの内容

(1) 評価項目等の見直し

①「新分野進出の状況」の廃止

近年の経営環境の変化等を踏まえ、評価項目から除外する。

②「若年者雇用の状況」における評価対象者の制限

評価の趣旨・目的が「若年者の県内定着の促進」であることをより明確にするため、評価対象者の範囲を「県内在住者」に制限する。

(2) 審査方法の見直し

①「地域貢献活動の実施状況」における評価対象期間の変更

申請者の負担の軽減等を図るため、評価対象期間の終期を面談審査開始前の時点に前倒することとし、活動の実施前に申告し、実施後に事後確認を行う仕組みを廃止する。

平成29・30年度適用	平成31・32年度適用
【対象期間】 申請期限の直近の12月31日までの2年間 定期年：H27.1.1～H28.12.31 中間年：H28.1.1～H29.12.31	【対象期間】 申請期限の直近の3月31日までの2年間 定期年：H28.4.1～H30.3.31 中間年：H29.4.1～H31.3.31

②「未就業者の職業体験」における評価対象期間の変更

申請者の負担の軽減を図るため、評価対象期間の終期を面談審査開始前の時点に前倒しすることとし、取組の実施前に申告し、実施後に事後確認を行う仕組みを廃止する。

[対象期間の変更内容は①に同じ]

3 その他

1及び2については、現時点で決定している見直し事項を記載したものであり、これらの見直し事項以外の事項を含めた、「平成29・30年度適用建設工事入札参加資格審査及び等級格付の基準」「平成31・32年度適用建設工事入札参加資格審査及び等級格付の基準」については、後日改めて決定の上、お知らせします。